

被扶養者の収入としての…

株等の譲渡収入の取扱いについて

公立学校共済組合本部より、被扶養者収入にかかる『株等の譲渡収入の取扱い』について、従来の一時的所得としての取り扱いから、『今後は事業等の所得者と同様に、年間収入で判断し、認定及び取消の日付けも確定申告を行った日とする。』旨の通知がありました。

<判断基準と確認書類>

- ・株等の譲渡収入の定義… 譲渡収入 = (譲渡価額 - 取得価額)
- ・確認書類… 確定申告書の写し及び確定申告を行った際の1年間の取引結果が分かる書類
- 保有する株等を全て譲渡した場合… 一時的所得とみなします。
- 株等を保有し続けている場合… 保有し続けて発生する譲渡収入は被扶養者の収入とみなします。

現在被扶養者になっている方もしくは新たに被扶養認定を受けようとする方で、株等の譲渡収入がある方は取扱いにご注意ください。

なお、取扱いの詳細については、9月当初に各所属所宛に通知した文書をご覧ください。

(適用年月日：平成24年8月20日以降)

平成24年9月から

長期給付の掛金率が引き上げられます

平成24年9月から、長期給付に係る掛金率は、平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、次のとおり引き上げられます。(長期給付に係る掛金率は地方公務員共済組合連合会定款で定めています。)

<長期給付掛金率>

●変更前

(単位：千分率)

区 分		平成23年9月 ～24年8月
一般組合員	給 料	99.1375
	期末手当等	79.31



●変更後

(単位：千分率)

区 分		平成24年9月 ～25年8月	
一般組合員	給 料	101.35	(+2.2125)
	期末手当等	81.08	(+1.77)